

2 申告納付手続のデジタル化

(1) これまでの取組

納税者利便の向上と行政コストの低減

【納税者】



<日常の業務・生活>

(法人・個人事業者)

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

(個人)

- 給与・年金の収入、金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



<内部事務>

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

税務手続の電子化に向けた具体的取組

1. e-Taxの利便性向上

項 目	課 題	主な対応策
手続の簡素化	(1) マイナンバーカード・ICカードリーダーライターによる本人認証が必要 (2) 添付書類をイメージデータで提出した場合、原本を紙で保存する必要 (3) ID・PWの入力が煩雑	(1) 厳格な本人確認に基づき発行されたID・PWのみ（マイナンバーカードなし）でe-Tax利用可能とする【平成28年度改正】 (2) イメージデータについて解像等の一定の要件を満たしたものは、原本保存を不要とする【平成30年度改正】 (3) 電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のPW」の入力）を要しない【令和4年度改正】
大法人の電子申告義務化	○ 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況	○ 令和2年度から大法人は電子申告義務化【平成30年度改正】 ○ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を実施【平成30年度改正】

1. e-Taxの利便性向上（続き）

項目	課題	主な対応策						
年末調整の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被用者（納税者）は、各種控除関係書類を書面で收受した上で、年末調整関係の書類等を作成しなければならない。 雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整について、情報の流れを電子化することで、年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備 ○ マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力が可能【平成30年度改正以降順次拡大】 <p>(参考)マイナポータル連携に対応する手続一覧</p> <table border="1" data-bbox="1039 544 2085 847"> <thead> <tr> <th>令和2年分～</th> <th>令和3年分～</th> <th>令和4年分以降(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など </td> </tr> </tbody> </table>	令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など
令和2年分～	令和3年分～	令和4年分以降(予定)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険料控除証明書 ○ 住宅ローンの年末残高証明書 ○ 住宅借入金等特別控除証明書 ○ 特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震保険料控除証明書 ○ 寄附金控除の証明書 ○ 医療費通知情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等の源泉徴収票など 						
法定調書の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定調書に関する事務の円滑化を進め、入力に係る行政コストの削減を図る必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定調書の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上（改正前：1,000枚以上）」に引き下げ【平成30年度改正】 ○ e-Taxを使用して提出する法定調書のファイル形式の範囲にCSV形式を追加【令和2年度改正】 ○ クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備【令和3年度改正】 						
処分通知の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知は、「納税証明書」と「電子申請等証明書」だけに限定されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「更正の請求に係る減額更正等の通知」、「住宅ローン控除証明書の交付」、「消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知」を追加【平成30年度改正】 ○ 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、「所得税の予定納税額通知書」、「加算税の賦課決定通知書」、「国税還付金振込通知書」を追加【令和3年度改正】 						

2. 手続のワンストップ化

項目	課題	主な対応策
納税地異動届の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の納税地を変更・異動する場合には、その変更・異動前の納税地の所轄税務署長に変更届出書を提出する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする【令和4年度改正】 ※ 転居については住民票の異動情報、転居以外については確定申告書の記載内容で確認可能

3. 納付の電子化・キャッシュレス化

項目	課題	主な対応策
納付のキャッシュレス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のとおり、キャッシュレス化を推進 <ol style="list-style-type: none"> ① コンビニ納付【平成19年度改正】 ② ダイレクト納付【平成20年度改正】 ③ クレジットカード納付【平成28年度改正】 ④ QRコードを利用したコンビニ納付【平成30年度改正】 ⑤ スマホアプリ納付【令和3年度改正】

マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性の向上（令和4年度改正）

【改正前】

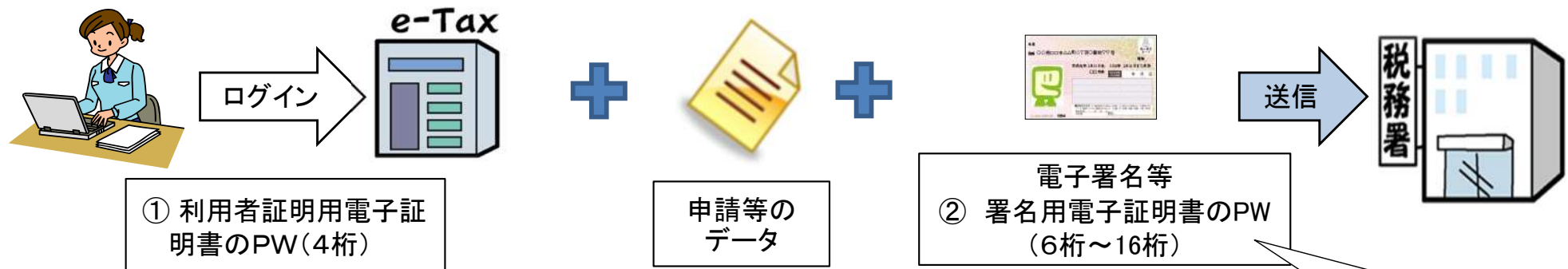
マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxのログイン時に「利用者証明用電子証明書のPW」を入力して、その申請等のデータに電子署名等（「署名用電子証明書のPW」の入力）を付して送信しなければならないこととされている。

【改正後】

事前登録としてマイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信（番号法上の本人確認）をした者が、マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のPW」の入力）を要しないこととする（令和5年1月1日以後に行う申請等について適用）。

	利用者証明用電子証明書のPW	e-TaxのID・PW	電子署名等 (署名用電子証明書のPW)
マイナンバーカード方式	○	×	(電子署名等の事前登録をした場合) ○ ⇒ ×
ID・PW方式	—	○	×

【電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注1）国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

（注2）e-Taxの手续を簡素化する等の観点から、①マイページ経由の申請等、②GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）を用いた申請等、③スマートフォンによる事前登録としての電子署名等の送信を可能とするなど、申告利便等の更なる向上に取り組む。

【改正後】

電子署名等の送信（署名用電子証明書のPWの入力）は不要

国税の申告手続の電子化促進措置（平成30年度改正）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるような環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。

（令和2年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- **大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。**

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- **電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。**

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

支払調書等の光ディスク等による提出義務基準の引下げ（平成30年度改正）

【改正前】

基準年（前々年）の提出枚数が「1,000枚以上」である支払調書等については、光ディスク等又はe-Taxにより提出しなければならないこととされている。

【改正後】

支払調書等の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上」に引き下げる。

（注）令和3年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用

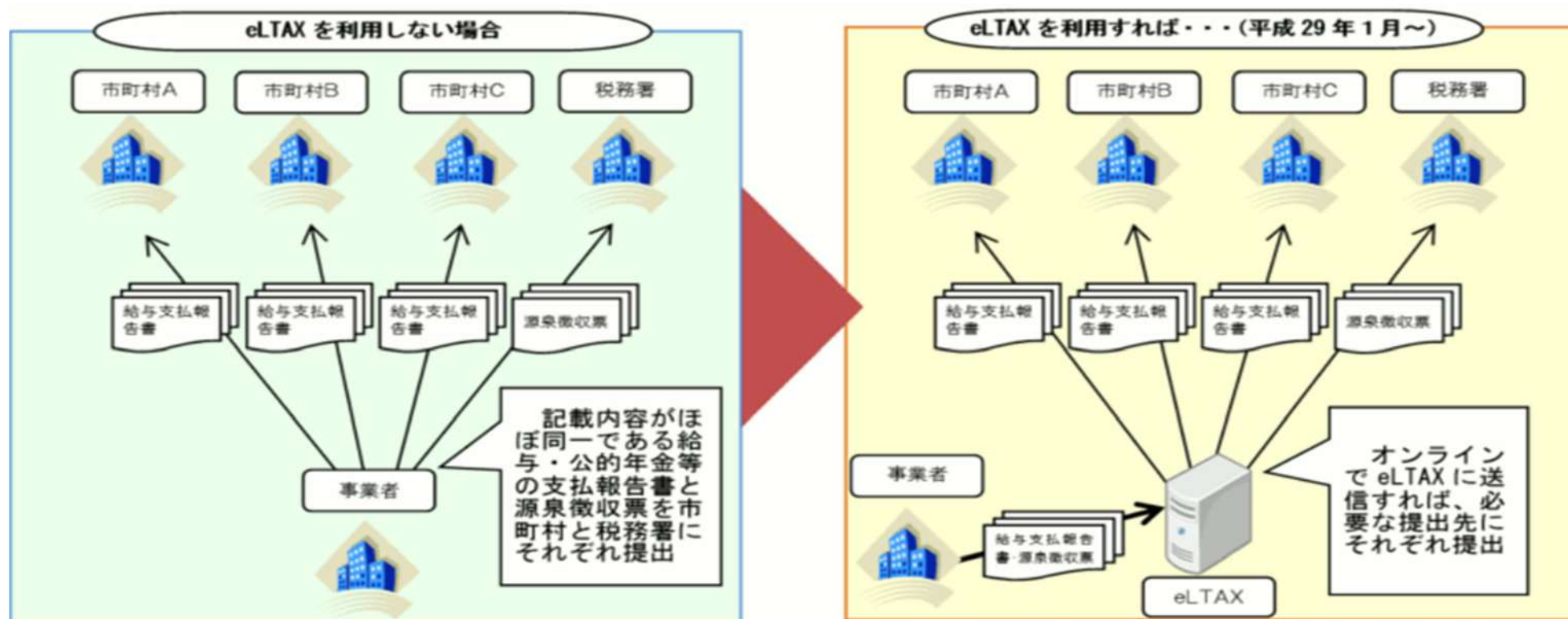
（参考）現在、税務署に提出されている支払調書等のうち、約2,100万枚が書面により提出されている（平成28年）。

この見直しにより、現在、書面により提出されている支払調書等のうち、およそ半分の約1,100万枚が光ディスク等又はe-Taxにより提出されることとなる。

【改正前】			【改正後】	
平成30年 （基準年：平成28年）	令和元年 （基準年：平成29年）	令和2年 （基準年：平成30年）	令和3年 （基準年：令和元年）	令和4年 （基準年：令和2年）
配当等の支払調書 100枚	配当等の支払調書 120枚	配当等の支払調書 130枚 《義務なし》	配当等の支払調書 90枚 《義務あり》	配当等の支払調書 120枚 《義務あり》
給与の源泉徴収票 60枚	給与の源泉徴収票 70枚	給与の源泉徴収票 150枚 《義務なし》	給与の源泉徴収票 180枚 《義務なし》	給与の源泉徴収票 210枚 《義務あり》

法定調書の電子提出に向けた利便性向上策

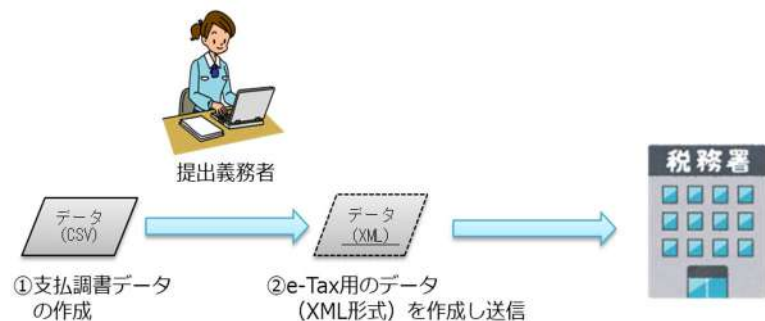
- 給与等の6種類の法定調書については、e-Taxホームページ上で法定調書の作成・提出ができるe-Taxソフト（WEB版）を提供。（H24.1～）
- eLTAXを利用して、給与や公的年金等の支払報告書（市町村提出用）のデータを作成する際、源泉徴収票（税務署提出用）のデータ（e-Tax用）も同時に作成し、作成したデータをeLTAXに一括して送信することで支払報告書は各市町村に、源泉徴収票はe-Taxで税務署にそれぞれ提出を可能に。（H29.1～）



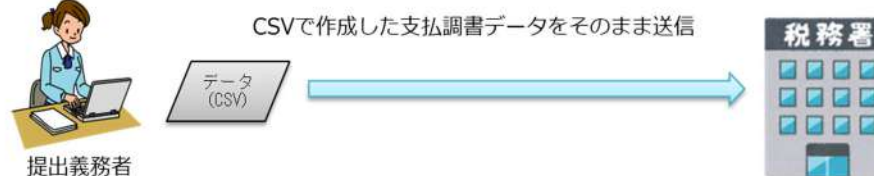
法定調書の電子提出に向けた利便性向上策

- 給与等の6種類以外の法定調書については、光ディスク等で提出する際のCSVファイルを、e-Taxソフトに取り込んで提出可能に。(R3.1~)

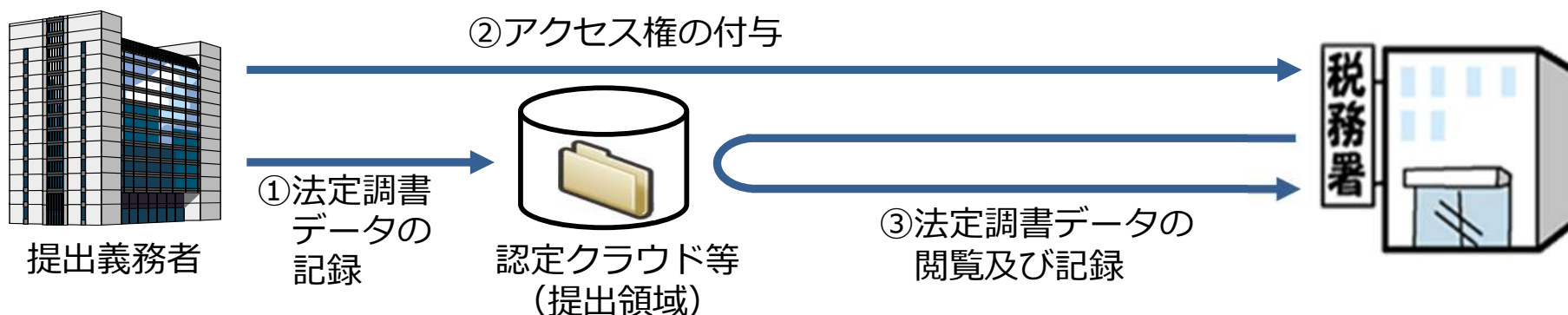
【改正前】



【改正後】



- 認定クラウド等による提出方法を提供 (R4.1~)



- 国税庁HPに光ディスク等で提出する際のCSVファイルの作成方法を掲載
- 国税庁HPに法定調書の作成と提出方法の説明動画を掲載

社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る年末調整及び確定申告手続の電子化（令和4年度改正）

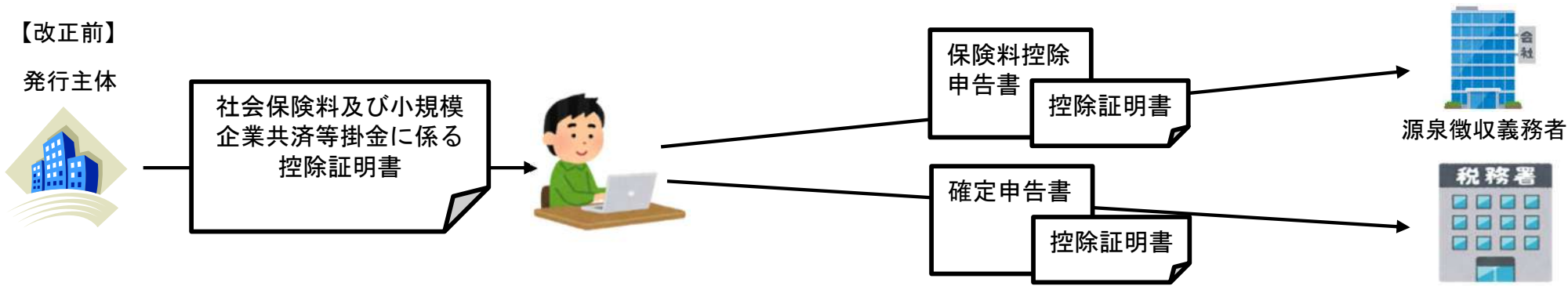
【改正前】

年末調整や確定申告において社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、確定申告書等に添付等を行うこととされている社会保険料又は小規模企業共済等掛金に係る控除証明書については、書面により添付等を行わなければならないこととされている。

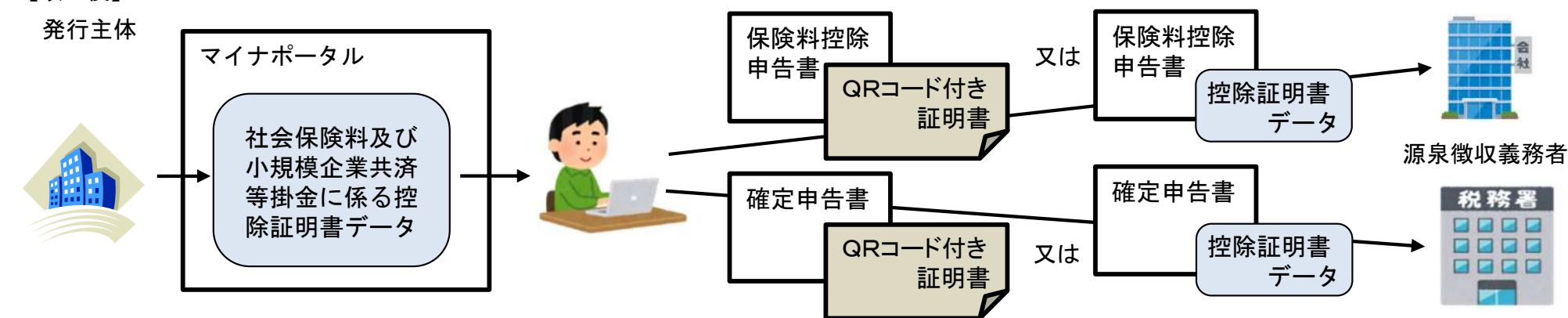
【改正後】

納税者の利便性向上や国税当局の事務の簡素化の観点から、これらの控除証明書について、書面による添付等に代えて、電子メール等により提供を受けたこれらの控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付き証明書）による提出及び電磁的記録による提供（データ提供）を可能とする。

【改正前】



【改正後】



(注) 年末調整手続については、令和4年10月1日以後に保険料控除申告書を提出する場合について適用し、確定申告手続については、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。

納税地の変更・異動手続の見直し(令和4年度改正)

【改正前】

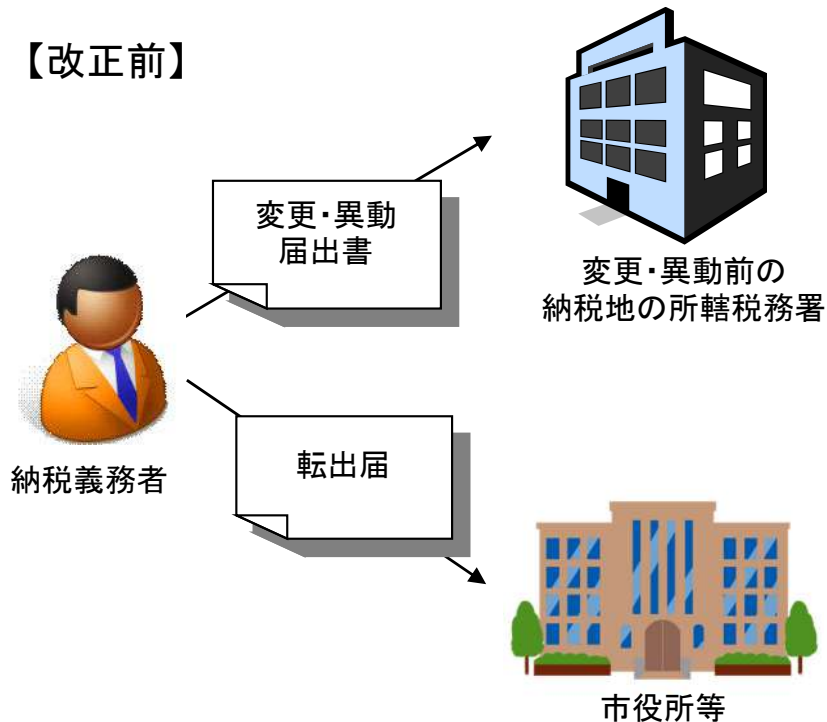
- 所得税の納税地を住所地から居所地や事業場の所在地等に変更する場合には、その変更前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した書類(変更届出書)を提出しなければならない。
- 所得税の納税地について異動(転居)があった場合には、その異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した書類(異動届出書)を提出しなければならない。

【改正後】

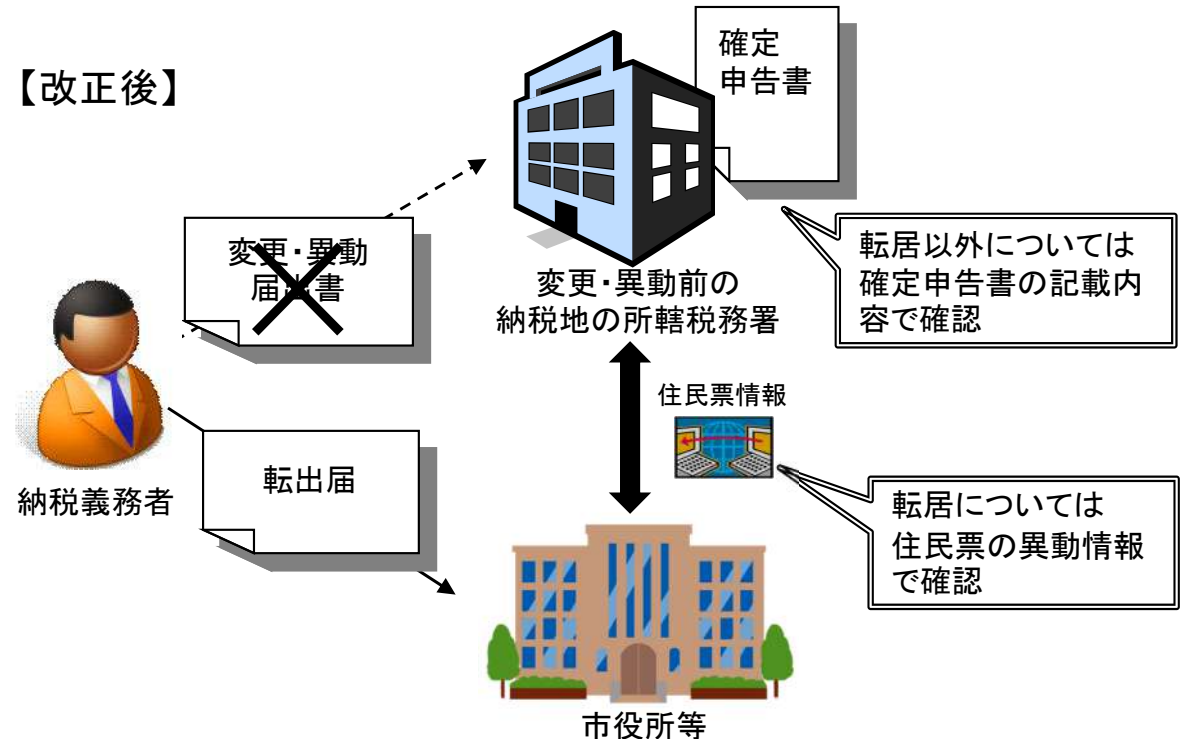
申請等の簡素化を図る観点から、納税地を変更する場合及び納税地に異動があった場合の届出書の提出を不要とする。

※ 転居については住民票の異動情報、転居以外については確定申告書の記載内容で確認可能。

【改正前】



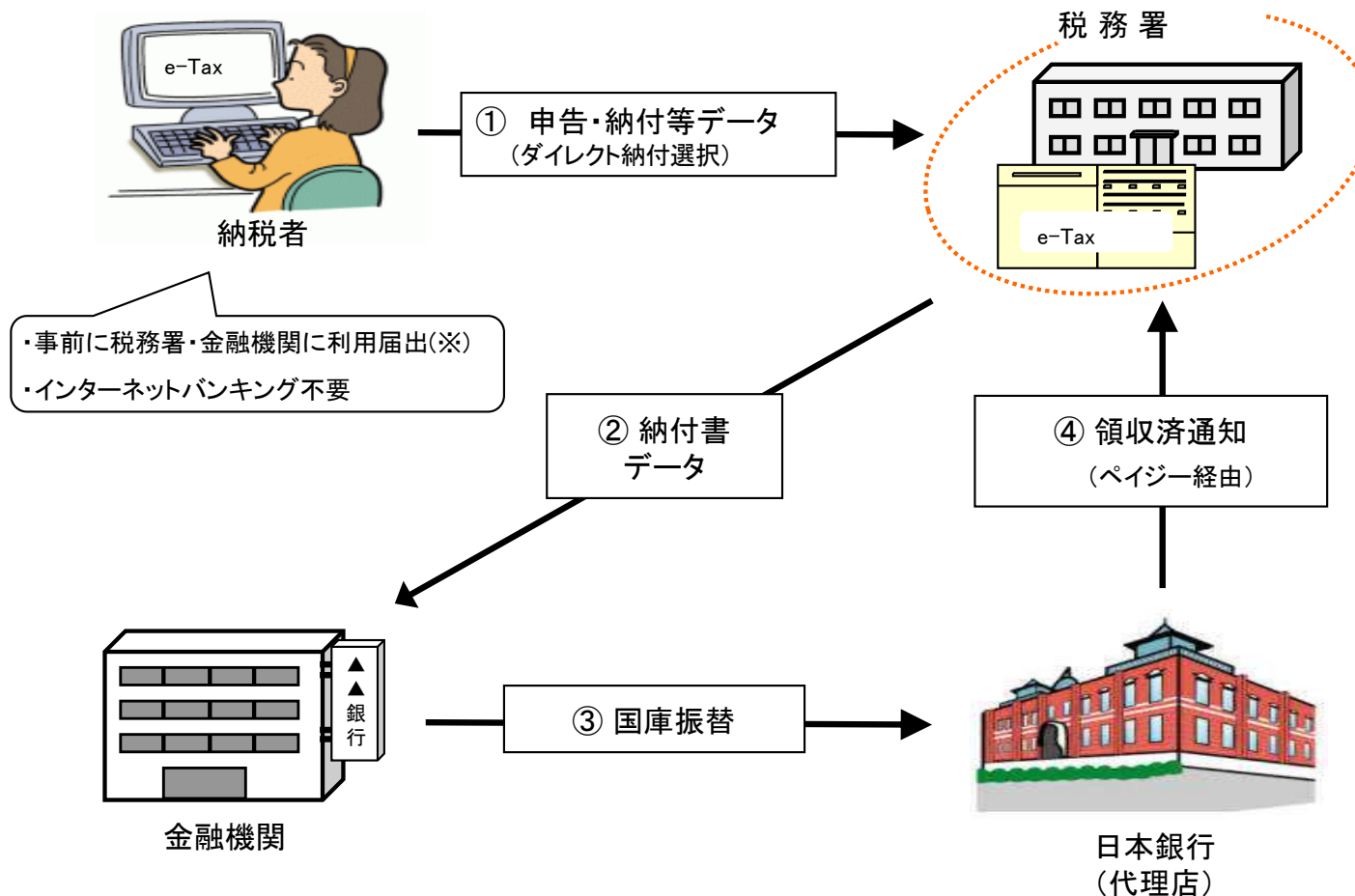
【改正後】



※ 上記の見直しは、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用する。

ダイレクト納付方式の概要

○ e-Taxと金融機関のシステムを介して、納税者が指定した預貯金口座から即時又は指定した期日に納税が完了



※ 令和3年1月1日以降の届出については、e-Taxによる届出が可能

ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充（平成30年度改正）

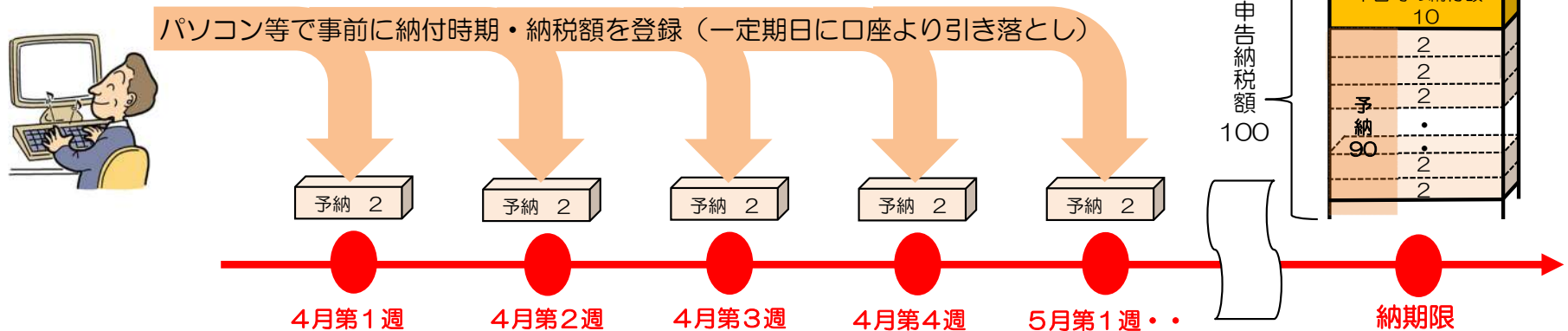
【改正前】

- 国税の予納（納期限前にあらかじめ納付を行うこと）は、「概ね今後6月以内に納付すべき国税」について行うことができる。

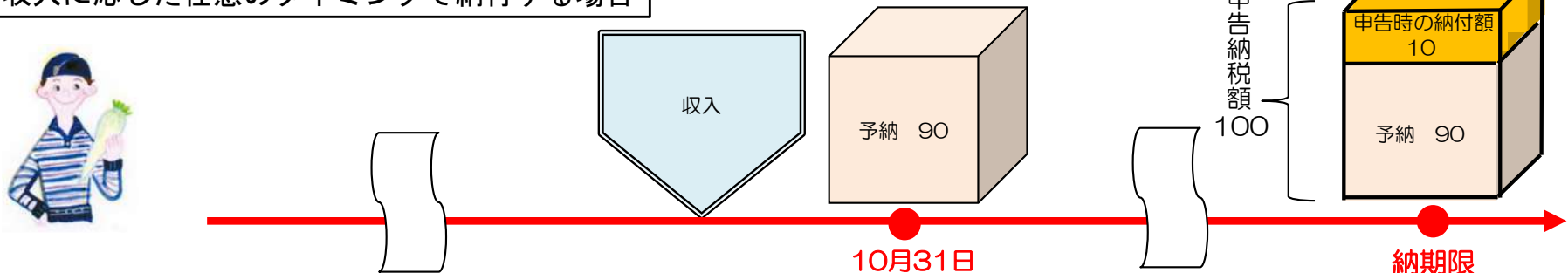
【改正後】

- 納税者の資金状況に応じて積立的に納税資金を準備することに資する観点から、国税の予納について、対象となる期間を拡充し、「概ね今後12月以内に納付すべき国税」を対象とし（通達）、併せて、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）により行うことができるようにすることで、予納制度を使いやすくする（平成31年1月4日適用）。

例1：定期的に均等額を納付する場合



例2：収入に応じた任意のタイミングで納付する場合



（注）事前に登録した予納税額が引き落としできなかった場合でも延滞税は発生しない。また、税額確定後に予納税額を還付する場合でも還付加算金は発生しない。

納税者利便の向上と行政コストの低減

【納税者】



<日常の業務・生活>

(法人・個人事業者)

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

(個人)

- 給与・年金の収入、金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



<内部事務>

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

処分通知等の電子交付の拡充(令和3年度改正)

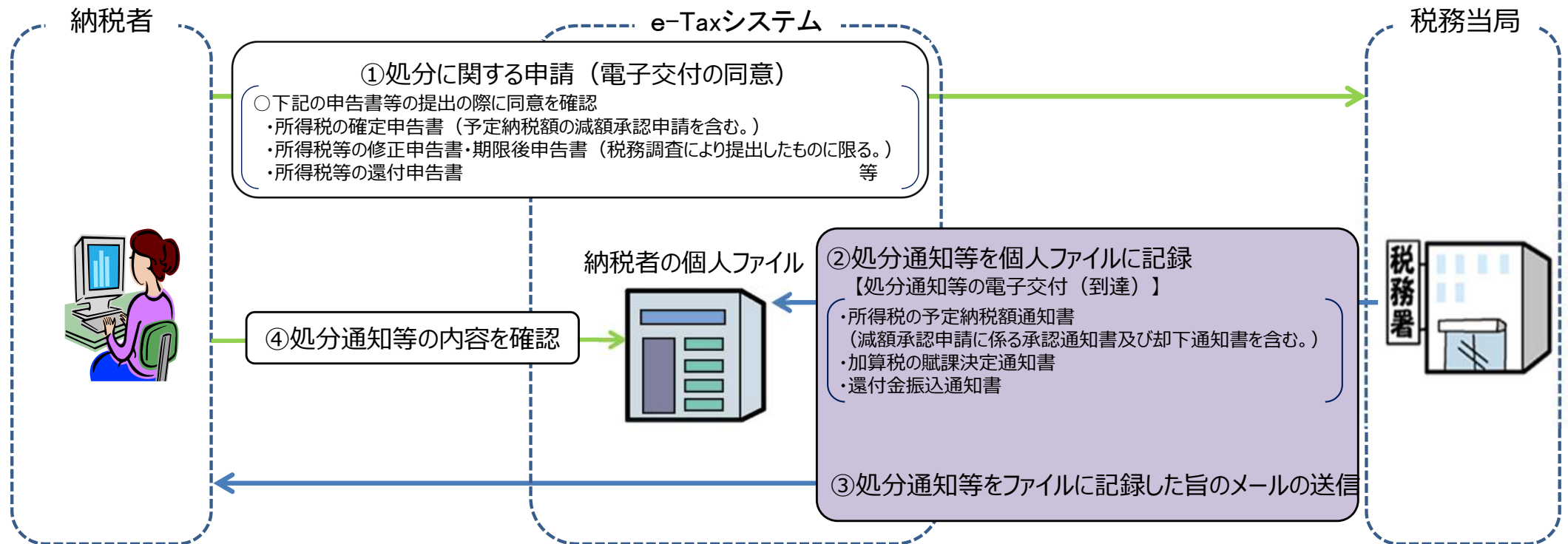
改正前

- 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知等は、①消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知、②更正の請求に係る減額更正等の通知、③納税証明書の交付、④住宅ローン控除証明書の交付及び⑤電子申請等証明書の交付の5種類とされている。

改正後

- 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、①所得税の予定納税額通知書（予定納税額の減額承認申請に係る承認通知書及び却下通知書を含む。）、②加算税の賦課決定通知書及び③国税還付金振込通知書を加えることとする（①については令和5年1月1日、②については令和4年1月1日、③については令和5年6月1日にそれぞれ施行）。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



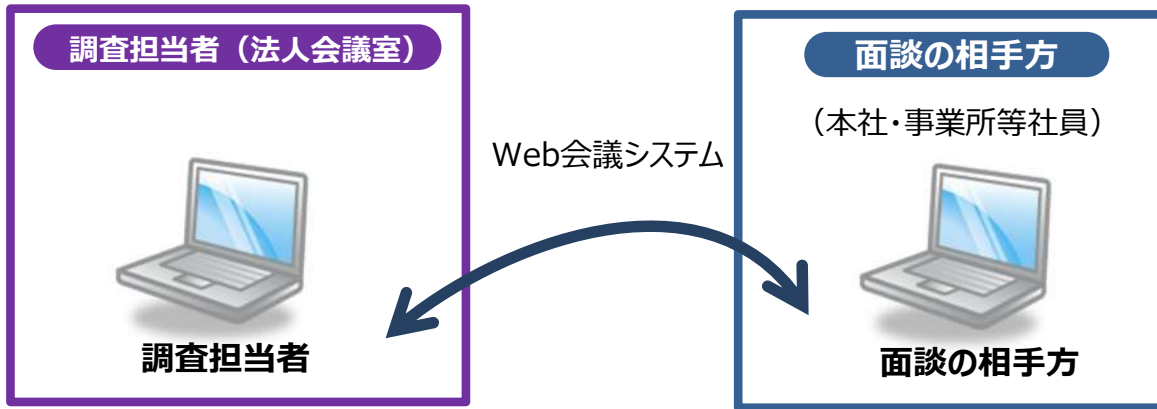
(注) 税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

Web会議システムを活用したリモート調査等

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、**大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施。**

国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいく。

Web会議システムの活用の例



Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例

